

基安労発 0713 第 3 号

令和 8 年 7 月 13 日

(公社) 全国労働衛生団体連合会会長

(公社) 日本人間ドック・予防医療学会理事長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部

労働衛生課長

労働者に対する眼科受診勧奨について（協力依頼）

平素より、労働衛生行政につきまして、格別の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

労働者の眼底検査については、労働安全衛生法の一般健康診断としては義務付けられていませんが、令和 7 年 12 月にとりまとめられた「労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会報告書」においては、「視野欠損を早期に把握し、治療することによりその増悪防止を図るとともに、必要に応じて就業上の配慮を行うことで労働災害を防止することは重要である」とされています。

つきましては、事業場から労働者の定期健康診断等の実施依頼があった場合は、当該事業者に対して別添リーフレットを配布するとともに、貴会の施設内等でも当該リーフレットを掲示していただく等により、眼科の受診勧奨にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、別添のリーフレットは、公益社団法人日本眼科医会のホームページからダウンロード可能です。また、紙のリーフレットについても同会より提供を受けることができますので、必要な場合は同ホームページをご参照のうえ、同会までお問い合わせください。

・公益社団法人日本眼科医会ホームページ



※お問い合わせ先：公益社団法人 日本眼科医会

代表電話：03-6810-3640